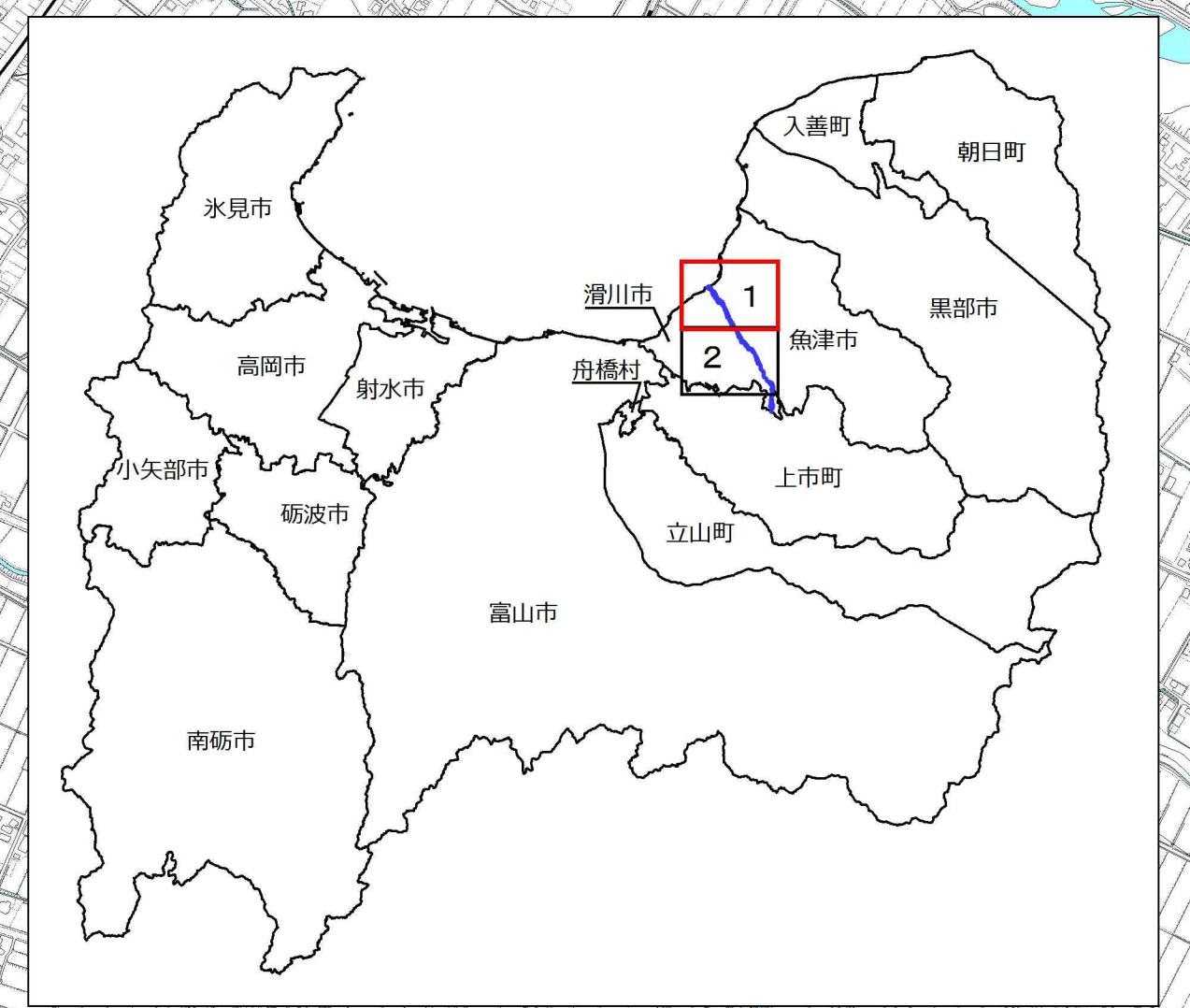


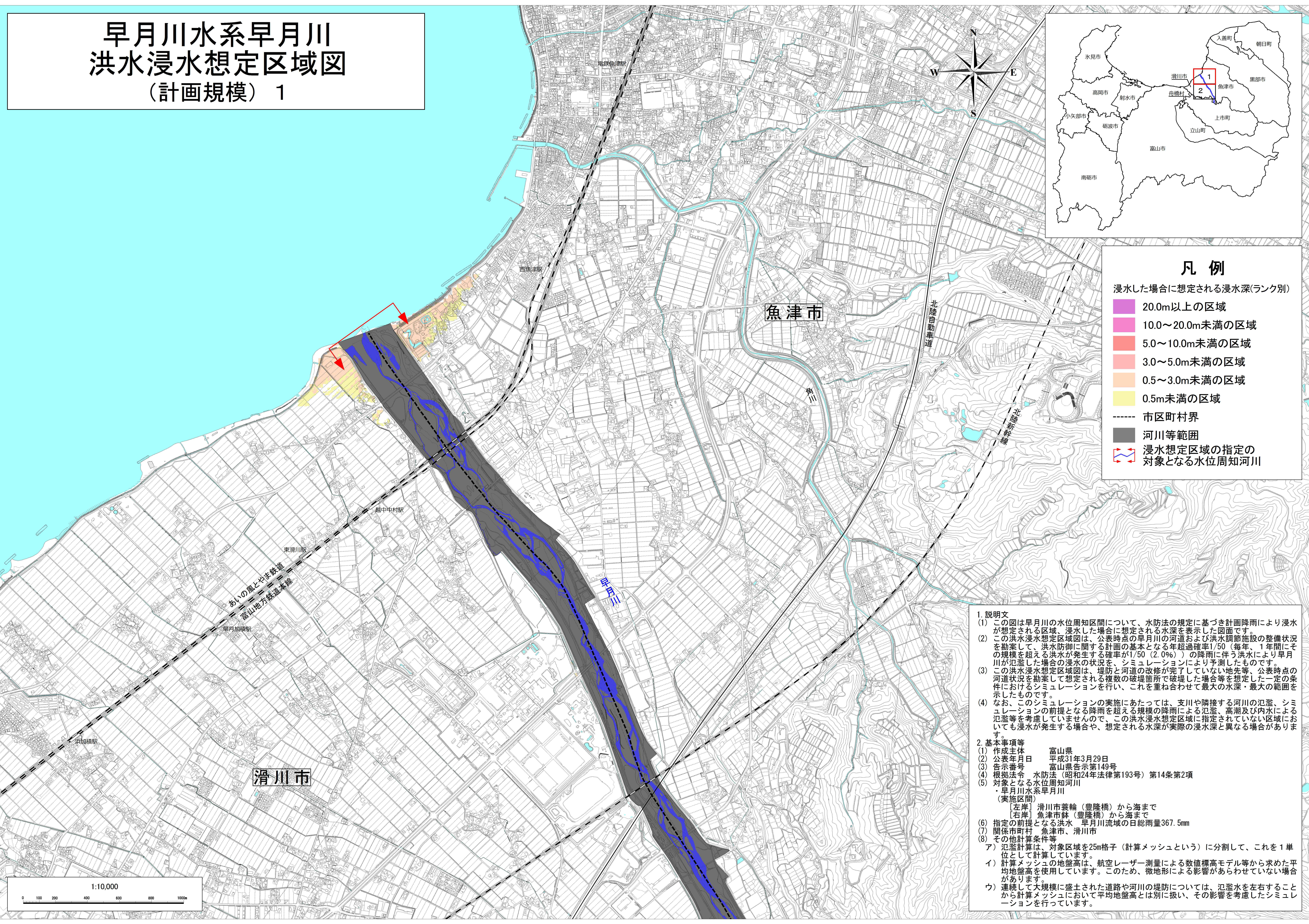
早月川水系早月川 洪水浸水想定区域図 (計画規模) 1



凡例

浸水した場合に想定される浸水深(ランク別)

- 20.0m以上の区域
- 10.0~20.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域
- 市区町村界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川



1. 説明文

- (1) この図は早月川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の早月川の河道および洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/50(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2.0%))の降雨に伴う洪水により早月川が氾濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものです。
- (3) この洪水浸水想定区域図は、堤防と河道の改修が完了していない地先等、公表時点の河道状況を勘案して想定される複数の破壊箇所で破壊した場合等を想定した一定の条件におけるシミュレーションを行い、これを重ね合わせて最大の水深・最大の範囲を示したものです。
- (4) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川や隣接する河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 富山県
- (2) 公表年月日 平成31年3月29日
- (3) 告示番号 富山県告示第149号
- (4) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
- (5) 対象となる水位周知河川
 - ・早月川水系早月川(実施区間)
 - 【左岸】滑川市養輪(豊隆橋)から海まで
 - 【右岸】魚津市鉢(豊隆橋)から海まで
- (6) 指定の前提となる洪水 早月川流域の日総雨量367.5mm
- (7) 関係市町村 魚津市、滑川市
- (8) その他計算条件等
 - ア) 氾濫計算は、対象区域を25m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。
 - イ) 計算メッシュの地盤高は、航空レーザー測量による数値標高モデル等から求めた平均地盤高を使用しています。このため、微地形による影響があらわされていない場合があります。
 - ウ) 連続して大規模に盛土された道路や河川の堤防については、氾濫水を左右することから計算メッシュにおいて平均地盤高とは別に扱い、その影響を考慮したシミュレーションを行っています。

